

- 1 理容文化史
 - (1) わが国における理容ファッションの変遷について知らせる。
 - (2) 海外における理容ファッションの変遷について知らせる。
 - (3) 流行を追う心理、流行が社会に及ぼす影響、流行が理容業において占める意義と役割について知らせる。
- 2 理容デザイン
 - (1) 造形の原理、造形と心理、理容における造形の意義と応用などについて学ばせる。
 - (2) 色彩の原理、色彩と心理、理容における色彩の意義と応用などについて学ばせる。
- 3 服飾
 - (1) 服飾の原理、理容における服飾の意義などについて理解させる。
 - (2) 服飾の歴史のあらまし、衣服の種類、衣服に関するエチケットなどについて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

一方的な講義に片寄ることなく、教科内容に即した適当な課題を与えて、生徒同士に討論させ、あるいは、レポートを作成させ、さらには、適当な教材を用いてこれについて感じたことを発表させるなど生徒の自主的な判断力の向上を図るような学習方法を用いるように努める。

第6節 理容技術理論

第1款 実施方針

- 1 理容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身につけさせる。
- 2 理容器具の正しい取扱いの方法と理容の基礎的技術とを作業の実際に即して指導し習熟させる。
- 3 優れた理容技術は、経験によってだけ得られるものではなく、科学的合理的な方法によって把握されなければならないことを強調する。

第2款 各項目の内容

1 器具の取扱い

- (1) 人間の手と器具の働き、理容器具の種類と特徴などについて理解させる。
- (2) クリッパー、はさみ、くし、レーザー、日本かみそり及びアイロンについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、研磨法、基本的操作法、手入れ法などを学ばせる。
- (3) ヘアドライヤー、ブラシ、被布及び布片類について、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法などを知らせる。
- (4) 器具の材質、形態に応じた消毒法について、具体的に理解させるとともに、その正確な実施方法、注意事項を身につけさせる。
- (5) 理容に用いられるその他の電気器具類、備品類、容器類などについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、基本的操作法、使用上の注意などを学ばせる。

2 基礎技術

- (1) 理容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせる。
- (2) 理容技術に必要な人体各部の名称を知らせる。
- (3) 理容技術を行う場合の技術者の位置と姿勢、身体の機能その他理容技術を行う場合に考慮しなければならない基礎知識を知らせる。

3 頭部技術

カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。

4 顔面技術

シェービング、その他の基本的な顔面処理技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせる。

5 特殊技術

美顔術、染毛技術などの理容の特殊技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 理容所の作業の実態を見学させたり、実務に携わる理容師の講話を聞かせたりするなどし

- て、理容技術に関する具体的な知識を習得させるように努める。
- 2 必要に応じて、実物を示したり、各種の模型、見本、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いて学習効果を高める。
 - 3 本課目は、理容実習とあいまって、理容師として必要な技術を身につけさせるための基礎となる課目であるから、常に理容実習の履修状況に配意しつつ、学習効果の向上に努めなければならない。

第7節 理容運営管理

第1款 実施方針

- 1 経営管理の基本的事項を学習することによって、理容業における科学的な経営管理手法の重要性を認識させ、理容所の経営に役立たせる。
- 2 理容業において、適切な接客態度がいかに重要であるかを自覚させるとともに、消費者対応の基本を学ばせ、実践する能力を身につけさせる。

第2款 各項目の内容

- 1 経営戦略 経営戦略の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させる。
- 2 経営管理
 - (1) 経営管理の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させる。
 - (2) 理容所の経営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせる。
- 3 労務管理 労務管理の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させる。
- 4 接客法
 - (1) 社会生活におけるエチケットの必要性、職場など社会生活の各部面におけるエチケットなどについて理解させる。
 - (2) 理容業における接客の意義と技術について具体的な事例をあげながら学ばせる。
 - (3) 苦情処理など消費者対応の基本的事項について、理容業における実例を交えて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 理容所の経営の実態を見学させ、理容の経営管理について、具体的な知識を習得させる。
- 2 経営管理を単に理論として理解するだけにとどまらず、理容所の経営に実地に活用する能力を高めるため、事例研究などの学習方法を積極的に活用するよう努める。

第8節 理容実習

第1款 実施方針

- 1 理容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身につけるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせて完成させる技術を習得させる。
- 2 理容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身につける。
- 3 個々の客の要望に応じた理容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身につける。

第2款 各項目の内容

- 1 器具の取扱実習
 - (1) 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につける。
 - (2) 用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身につける。
- 2 基礎技術実習
 - (1) 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身につける。
 - (2) 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身につける。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣づけさせることが必要である。
- 3 頭部技術実習
 - (1) カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術を確実に身につける。
 - (2) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身につける。
- 4 顔面技術実習
 - (1) シェービング、その他の基本的な顔面処理技術を確実に身につける。

- (2) この際、かみそりなどの器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
- 5 特殊技術実習
美顔術、染毛技術など理容の特殊技術を身につけさせる。
- 6 総合実習
頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価とを作成する。
- 2 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努める。
- 3 いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導する。
- 4 常に理容技術理論の学習状況に配意しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、理容師としての専門技術を効果的に習得させるように努める。
- 5 実習は養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じて適宜、理容所での実務実習を行うことが望ましい。
- 6 養成施設は、実務実習を効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法とを作成しなければならない。
- 7 実施計画の作成にあたっては、生徒が基本的な理容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身につけさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮する。
- 8 実務実習は、1日あたり2時間、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所の従業者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で行うものとする。
ただし、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況を勘案して、実務実習の時間が2時間を超える時間を設けることが、その学習に効果的、かつ、有益であると認められる場合は、1日あたり4時間を限度として行うことができるものとする。
- 9 実務実習を行う場合、養成施設は、次の要件に適合する理容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。
 - (1) 管理理容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理容師がいること。
 - (2) 当該理容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
 - (3) 当該理容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
- 10 実務実習の指導は、養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所の理容師が行う。
- 11 実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないのであるから、指導にあたる理容師の十分な監督のもとで実習を行わせなければならない。
- 12 指導にあたった理容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、これに基づいて養成施設が実務実習の評価を行う。

第3章 選択必修課目

第1節 一般教養課目群

第1款 実施方針

一般教養課目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに、専門職業人としての自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものである。

第2款 課目の例

- 1 日本語
 - (1) コミュニケーションの基本技術としての日本語の重要性を認識させ、読み、書き、話す表現力及び聞く力を身につけさせる。
 - (2) すぐれた文学作品を鑑賞させ、日本語の表現の多様性や美しさを感得させる。
 - (3) 日本文学の歴史の概要を知らせ、その特色について学ばせる。
- 2 外国語
 - (1) 英語などの外国語について、基礎的会話能力を身につけさせる。
 - (2) 語学の学習を通じて外国の文化、生活習慣などに関する理解を深める。
- 3 保健体育
 - (1) 各種の運動の合理的な実践を通して、運動機能を高め、健やかな心身の形成、協調性の

かん養を図る。

- (2) 適度な運動や適切な休息が心身の健康増進のために重要であることを理解させ、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育てる。

4 情報技術

- (1) 情報技術の基礎理論と応用技術を学ばせる。
(2) コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理の基礎技術を身につけさせる。
(3) 情報機器を活用して、日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につけさせる。

5 社会福祉

- (1) 社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる。
(2) 理容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせる。
(3) 我が国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせる。

6 芸術

- (1) すぐれた芸術作品に親しみ、鑑賞する能力を身につけさせるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。
(2) 我が国及び世界の芸術の歴史を通じて芸術が個人や社会に及ぼす影響について学ばせるとともに、現代芸術の主な潮流について知らせる。

7 日本文化

- (1) わが国の伝統文化の歴史と特色を学ばせ、これを保存し、伝承することの重要性を理解させる。
(2) 茶道、華道などの代表的な我が国の伝統文化に親しませ、伝統文化が日常生活の根底に息づいていることを認識させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す課目は、一般教養課目の例であって、養成施設においては、一般教養課目の実施方針に則り、これ以外の課目を独自に設定することができる。
2 一方的な講義に終始することなく、課外実習や視聴覚教材などを用いた授業を行うことによって、学習意欲を高める工夫が必要である。
3 知識の習得よりも生徒の自由な発想を重視し、豊かな感性の発達を促すことに主眼をおいて指導する。

第2節 専門教育課目群

第1款 実施方針

- 1 専門教育課目は、必修課目において習得した基礎的な専門知識や技術を基に、さらに高度な専門知識や技術を身につけさせるものである。
2 科学的基礎に裏付けられた高度な理容技術を確実に実施する能力を身につけるばかりでなく、これらを応用して新たな技術を開発するための総合的能力を習得させる。

第2款 課目の例

1 エステティック技術

- (1) エステティック技術の目的が心身の健康と美の実現にあることを理解させ、科学的事実と合理的思考に裏付けられたエステティック技術の重要性を認識させる。
(2) エステティック技術の歴史、理論、現状のほか、各種のエステティック技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。特に、エステティック技術の効果と安全性に関する科学的基礎について十分に認識させる。
(3) エステティック技術において用いられる主な薬剤や機器の基本的使用方法や使用上の注意を身につけさせる。

2 理容カウンセリング

理容サービスの一環として行うカウンセリングの意義、目的、内容、実施上の留意点などについて、実地に即して学ばせ、理容師の業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切なカウンセリングの実施が重要であることを認識させる。

3 食品保健・栄養理論

- (1) 食品保健・栄養の基本的概念を理解させ、食品保健の意義、食生活と健康との関係、バランスのとれた食事の重要性について認識させる。
(2) 特に、食生活と全身状態や皮膚、毛髪の健康との関連について正しく学ばせる。

4 理容モード理論

必修課目の理容文化論において学習した造形、色彩、服飾などに関する基礎的知識を基に、

顧客の個性、服装、その他の環境に応じてヘアスタイルを設計し、流行を創り出す能力を身につけさせる。

5 理容総合技術

- (1) 必修課目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせるとともに、理容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。
- (2) 常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣づけさせ、専門技術者としての心構えを身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す課目は、専門教育課目の例であって、養成施設においては、専門教育課目の実施方針に則り、これ以外の課目を独自に設定することができる。
- 2 生徒の学習段階に応じて、高度な技術の習得に努め、可能であれば、最先端の技術に触れる機会を与えることが望ましい。
- 3 生徒が進んで新しい技術を身につけ、また、常に自ら新しい技術を開発・工夫する姿勢を習慣づけることによって、理容業務においては、不斷の改善と精進が重要であることを認識させる。
- 4 実習や生徒間の討論などを多用し、生徒が主体的に学習できるように努めなければならない。

美容師養成施設の教科課程の基準について（平成10年2月3日生衛発第123号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、美容師養成施設の教科課程の基準については、指定規則第四条に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における美容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、「理容師養成施設の教科課程の基準及び美容師養成施設の教科課程の基準」（昭和38年10月12日環発第454号各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知）は、本日付け生衛発第122号当職通知により廃止されたので申し添える。

また、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の教科課程の基準によるものとする。

美容師養成施設の教科課程の基準

目次

第1章 総則

- 第1節 教科課程の編成
- 第2節 学習指導上の留意事項
- 第3節 卒業の認定
- 第4節 通信課程における教科課程の特例

第2章 必修課目

- 第1節 関係法規・制度
- 第2節 衛生管理
- 第3節 美容保健
- 第4節 美容の物理・化学
- 第5節 美容文化論
- 第6節 美容技術理論
- 第7節 美容運営管理
- 第8節 美容実習

第3章 選択必修課目

- 第1節 一般教養課目群
- 第2節 専門教育課目群

第1章 総則

第1節 教科課程の編成

第1款 一般方針

美容師養成施設における教科課程は、消費者の美容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、美容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある美容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

第2款 必修課目

- 1 必修の教科課目のうち、必修課目は、関係法規・制度、衛生管理、美容保健、美容の物理・化学、美容文化論、美容技術理論、美容運営管理及び美容実習の八課目となっている。
- 2 各養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表のとおり定められている授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めるものとする。ただし、通信課程については、第四節に定めるところによるものとする。

| | | | |
|---------|-------|----------|---------|
| 関係法規・制度 | 30時間 | 衛生管理 | 90時間 |
| 美容保健 | 120時間 | 美容の物理・化学 | 90時間 |
| 美容文化論 | 90時間 | 美容技術理論 | 120時間 |
| 美容運営管理 | 60時間 | 美容実習 | 800時間 |
| | | 計 | 1,400時間 |

- 3 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。ただし、美容実習の授業時間については、原則として、1回あたり2単位時間を配当するものとする。

- 4 非常災害などによって、所定の時間の授業を実施できなかった場合においても、必修課目については、その所定授業時間を下ることのないよう補習授業の実施などの措置をとるものとする。
- 5 理容師養成施設を卒業した者が美容師養成施設において履修する場合にあっては、関係法規・制度、衛生管理、美容保健及び美容の物理・化学の各教科課目のうち、その者が履修した理容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科課目の履修を免除することができる。

第3款 選択必修課目

- 1 各養成施設においては、必修の教科課目として、必修課目以外に適当な選択必修課目を設定することとなっている。
- 2 選択必修課目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、美容カウンセリングなど、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門職業人としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 選択必修課目については、第3章に示す一般教養課目群及び専門教育課目群の実施方針に則り、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各養成施設において独自に設定するものとする。
- 4 選択必修課目、校外実習などの実施にあたっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならない。この場合、これらの実施によって、必修課目の授業時間数が所定授業時間数を下まわることのないように留意する。
- 5 各養成施設においては、選択必修課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な授業時間数を定めるものとする。この場合、一般教養課目群に属する教科課目の授業時間数は、1課目につき15時間以上、専門教育課目群に属する教科課目の授業時間数は、1課目につき60時間以上とし、選択必修課目の総授業時間数は、600時間（左記6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）を標準とする。ただし、通信課程においては、第四節の定めるところによるものとする。
- 6 選択必修課目の授業時間等を単位に換算する場合においては、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数に換算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間を持って1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。
 - (3) 通信授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもって1単位とする。
- 7 授業の1単位時間は、50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。
- 8 各養成施設においては、他の養成施設の選択必修課目若しくは専修学校における授業課目の履修、大学、短期大学若しくは高等専門学校の課程における学修、大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、養成施設が適當と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修課目の総授業時間数又は総単位数の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修課目の履修とみなすことができる。

第2節 学習指導上の留意事項

- 1 各養成施設においては、必修課目、選択必修課目、校外実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるように努めなければならない。このため、各養成施設においては、必ず、学期又は月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列しなければならない。
- 2 第2章に示す必修課目の各項目の内容及び第3章に示す選択必修課目の課目の例に掲げる事項は、指導の一例であって、各養成施設においては、各項目のまとめ方や順序などを工夫し、学習効果を高めるように努めなければならない。
- 3 必修課目と選択必修課目との合わせた総授業時間数は、1年あたり1,000時間を標準とする。
- 4 各教科課目の教授にあたっては、特に美容の業務の実際と直接関係の深い事項について、その関連性を強調するとともに実験や実習などを行うことによって、それらの事項を十分に理解させるように努めなければならない。
- 5 指導にあたっては、常にその教育目的の達成に心がけ、特に次の事項に留意する。
 - (1) 生徒の経験、能力や生活環境を十分に理解しておくこと。
 - (2) 美容業務の実情や科学技術の進歩に対応して常に教育方法、事項の見直しに努めること。
 - (3) 学習の目標を生徒に十分理解させること。
 - (4) 生徒の興味や関心を重んじ、自主的自発的な学習をするように導くこと。

- (5) 集団活動を通じて生徒の社会性と協同性をかん養するとともに、生徒の個人差に留意して指導し、それぞれの生徒の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること。
- (6) 教科書その他の教材、教具などについて常に研究し、その活用に努めること。
- (7) 専門的職業教育の本旨に則り、将来、美容業に従事する者として必要な心構えを養わせること。
- (8) 定期試験などによって指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。

6 この基準において、次の各項目に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項目に定めるところによるものとする。

- (1) 「知らせる」及び「述べる」 あることがらを話す、見せる、読ませるなど適当な方法によつて説明することをいう。
- (2) 「理解させる」 あることがらについてよく知らせたうえ、学生の全員が納得できるまで質問を受けたり、復習させたり、設問して考えさせたりすることをいう。
- (3) 「身につけさせる」 主として技術に関することがらについて理解させる場合について用い、知らせたことを実習させたり、見学させたり、体得させることをいう。
- (4) 「学ばせる」 あることがらについて、知らせたり理解させるばかりでなく、そのことがらについての興味や関心を誘発したり、進んで研究調査するようにしむけたり、共同学習をさせたり、問題を与えてレポートを提出させるなど、いろいろな方法を講じて、学習の効果を十分に高めることをいう。

第3節 卒業の認定

- 1 各養成施設においては、卒業までに履修すべき教科課目及びその授業時間などに関する事項を定めるものとする。このうち、必修課目の課目ごとの授業時間数等については、第1節に示す授業時間数を標準（通信課程にあっては第4節に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準）に卒業の基準を設定する。
- 2 各養成施設においては、学生が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。

第4節 通信課程における教科課程の特例

通信課程における教科課程については、第1節から第3節（第1節第3款の8及び第2節の3を除く。）までに定めるところによるほか、左記に定めるところによる。

- 1 通信課程を設ける養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づいて、適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。ただし、美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、括弧内の数字によることができる。

| 教科課目 | 添削指導 | 面接授業 |
|----------|------|--------------|
| 関係法規・制度 | 3回以上 | 10(10)時間以上 |
| 衛生管理 | 4回以上 | 30(30)時間以上 |
| 美容保健 | 4回以上 | 30(30)時間以上 |
| 美容の物理・化学 | 2回以上 | 30(30)時間以上 |
| 美容文化論 | 3回以上 | 15(10)時間以上 |
| 美容技術理論 | 5回以上 | 15(5)時間以上 |
| 美容運営管理 | 4回以上 | 10(5)時間以上 |
| 美容実習 | 6回以上 | 450(175)時間以上 |

- 2 通信課程を設ける養成施設においては、選択必修課目について、合計600時間（第1節第3款の6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各教科課目の内容等に応じて適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。この場合、実習を伴う教科課目の面接授業の授業時間数については、1課目につき10時間（美容所の従業員に対しては5時間）以上を基準とする。

- 3 通信課程を設ける養成施設においては、「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」に従い、適切に授業を行わなければならない。

第2章 必修課目

第1節 関係法規・制度

第1款 実施方針

- 1 美容師の業務に關係する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識

を習得しておかなければならぬ必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、職業倫理について、自覚を促す。

- 2 美容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、美容業を行う場合の指針として有する意義を把握させる。

第2款 各項目の内容

1 衛生行政

- (1) 社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について理解させる。
- (2) わが国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係などについて理解させる。
- (3) 衛生行政とはどのような行政か、衛生行政の目標、衛生行政の種類など衛生行政の意義について知らせる。
- (4) 衛生行政を行う行政機関について述べ、特に美容業と関係の深い保健所について、その任務や活動及び組織を理解させる。

2 美容師法

- (1) 美容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について理解させる。
- (2) 美容に関する用語が法律でどのように定義されているかを理解させる。
- (3) 美容師について、その意義、免許制度、免許手続、免許の欠格要件、免許の登録などを理解させる。
- (4) 美容師試験について、その意義、試験の内容及び受験の手続を理解させる。
- (5) 養成施設について、その課程、教科課目などを知らせる。
- (6) 美容師の業務上の遵守事項、業務を行う場所などに関する法律の規定について理解させる。特に、美容師の講じるべき衛生措置について、その意義と内容を十分に理解させるることにより、公衆衛生における美容師の職責を自覚させる。
- (7) 美容所の開設などの届出、施設の検査確認、美容所について講じなければならない衛生措置など美容所に関する規制の内容を十分に理解させる。
- (8) 美容師の免許取消、業務停止について、その内容を理解させる。
- (9) 美容所の閉鎖命令について、その内容を理解させる。
- (10) 美容師法の罰則について、その内容を理解させる。

3 その他の関係法規

美容師法以外に美容に関係のある法律にはどのようなものがあるかを述べ、そのうち、特に密接な関係のあるものについては、その目的と内容のあらましを知らせる。なかでも、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び消費者保護関連法規については、その意義と内容とを十分に理解させるように配慮する。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 もよりの保健所の活動の実例を示し、保健所がどのような活動をするところか、美容の業務とどのように関連するかを理解させる。
- 2 美容所の衛生措置などについて、生徒の間で自由討論を行なわせ、討論を通じて衛生措置の意義と内容とを理解させるとともに、美容師の職責と倫理規範を学ばせる。
- 3 美容所を見学させ、実際の美容の業務内容、業務上注意すべき事項などを理解させる。

第2節 衛生管理

第1款 実施方針

- 1 公衆衛生の意義と本質とを明らかにすることによって、美容師が公衆衛生の維持と増進について重大な責務を担わなければならない理由は何かを十分に理解させることが必要である。特に、環境衛生の意義と目的について、美容師の業務と関連づけながら具体的に理解させる。
- 2 美容師の業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連づけを重視して、美容における衛生措置の重要性について理解させる。特に、美容器具などの消毒法は、美容業務の衛生性を担保するうえで最も重要な技術があるので、その意義と原理について十分に理解せるとともに、その適正な実施方法を身につけさせることが肝要である。

第2款 各項目の内容

1 公衆衛生概説

- (1) 公衆衛生の意義について理解させるとともに、公衆衛生が日常生活あるいは美容業とどのように結びつくか、公衆衛生の発展向上のために美容師として何をなすべきかを理解さ

せる。

- (2) 公衆衛生の発展の歴史を概観し、公衆衛生の思想がどのように発展してきたかを知らせる。
- (3) 公衆衛生は、対人的な予防衛生と対物的な環境衛生とに大別されることを知らせ、さらに環境衛生が健康で文化的な生活の基盤をなすものであることを理解させる。
- (4) 保健所の機能、組織、業務などについて知らせ、保健所が地域の保健衛生行政において、中核的存在であること及び美容業と保健所とは密接な関係があることを理解させる。

2 感染症

- (1) 美容の業務を行ううえで、どのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策について系統的に理解させる。
- (2) 美容所における衛生措置、特に消毒の意義について、感染症対策と関連づけて理解させる。

3 環境衛生

- (1) 環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、美容所において特に注意しなければならない点について理解させる。
- (2) 美容所における環境衛生、特に採光、照明、換気、床などの構造設備、衣服の衛生について理解させる。
- (3) 美容所における廃棄物処理、環境保全対策について理解させる。

4 衛生管理技術

- (1) 美容所における衛生管理、特に消毒の意義と目的について理解させる。
- (2) 消毒方法の種類、原理、特徴について具体的に説明する。
- (3) 美容器具などの対象物の材質、構造などに応じた適切な消毒方法の選択と適正な実施方法について学ばせる。
- (4) 美容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方法を確実に身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 衛生管理は美容業務の基本があるので、単に学説、理論の羅列的説明にとどまらず美容との関連に配意しつつ、その重要性を認識させ、具体的かつ実践的な知識・技術の習得に努めさせる。
- 2 必要に応じて、各種の統計資料、スライド、オーバーヘッドプロジェクター(OHP)、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験を行ったり、保健所、美容所への見学などを行ったりして学習効果を高める。

第3節 美容保健

第1款 実施方針

- 1 美容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識の習得を目的とする。
- 2 美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、皮膚、毛髪などに関する正確な科学的知識が不可欠であることを理解させる。

第2款 各項目の内容

1 人体の構造及び機能

- (1) 人体の構造と機能に関する基本的事項について理解させる。
- (2) 骨格、筋肉、各種臓器の種類、構造、機能について理解させる。
- (3) 人体の調整機能(神経、内分泌、免疫)のしくみについて理解させる。
- (4) 人体の構造、機能と疾病との関連について理解させる。

2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

- (1) 皮膚、皮膚付属器官(毛髪、爪、脂せん、汗せんなど)の構造について理解させる。
- (2) 皮膚の生理的作用について理解させるとともに、これらの作用と美容との関係について学ばせる。
- (3) 毛髪、爪の生理的意義と特性について、美容技術との関連に配意しつつ理解させる。

3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

- (1) 皮膚、皮膚付属器官の状態に影響を与える因子にはどのようなものがあるか知らせる。
- (2) 皮膚、皮膚付属器官を健康に保つための方法について述べ、美容の施術を安全かつ効果的に行うために注意すべき事項について学ばせる。特に、毛髪の保健衛生については、美容技術の基礎であることから、重点をおいて学ばせる。

4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

- (1) 主な皮膚、皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防・治療法について、美容の施